

# ○日田市水道条例施行規則

平成10年1月30日

規則第2号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

日田市水道条例施行規則（昭和38年規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、日田市水道条例（平成9年条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工事の申込み）

第2条 条例第5条第1項の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「工事」という。）の申込みをしようとするときは、所定の様式により申し込まなければならない。ただし、修繕等で緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による工事の申込みは、日田市水道事業指定給水装置工事事業者を経由して行わなければならない。

（平19規則22・一部改正）

（給水契約）

第3条 給水装置を使用しようとする者が、条例第12条の規定により給水装置の申込みをし、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）

（給水施設事業にあつては、市長。以下同じ。）において承認したときは、管理者との給水契約をしたものとみなす。

2 前項の給水契約は、条例第18条第1項第1号の届出があつたとき、解消したものとす。

（平29規則26・令2規則4・一部改正）

（管理人の資格）

第4条 条例第15条第1項の管理人は、給水装置を共有する者のうちから選定する。

（メーターの保管責任）

第5条 条例第17条第1項の規定により水道使用者等が保管する市の水道メーター（以下「メーター」という。）は、常に清潔にし、その設置場所には、メーターの点検、修繕等の支障となり、若しくは機能を害する物件を置き、又は工作物等を設置してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、水道使用者等がやむを得ずメーターの位置に工作物等を設置しようとするときは、管理者にメーターの位置の変更を届け出なければならない。
- 3 管理者は、前項のメーターの位置変更の届出があったとき、管理者が必要があると認めるときは、更に位置の変更を指示することができる。
- 4 メーターの保管者は、メーターが盗難にあったとき又は亡失若しくはき損したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 5 条例第17条第3項の規定によりメーターを亡失又はき損したときの損害の弁償額は、当該メーターの耐用年数により算定した価格の範囲内で管理者がこれを定める。

(平29規則26・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第6条 条例第19条第1項の規定により私設消火栓を消防の演習に使用するときは、使用者は使用する日の前日までに管理者に届け出なければならない。

- 2 消防の演習は、1消火栓につき1回5分以内とする。
- 3 私設消火栓は、市において封かんする。

(平29規則26・一部改正)

(定例日)

第7条 条例第24条の定例日は、毎月17日から25日までの9日間とする。

(料金単位となる1か月の区分)

第8条 条例第24条の規定による水道料金（以下「料金」という。）の算定に係る1か月分とは、前月のメーターの点検日の翌日から当月の点検日までをいう。

- 2 前項の1か月分は、条例第24条ただし書の規定により点検日を変更した場合においては、日割計算により水量を算定することができる。ただし、この場合の1か月は、30日とみなす。

(使用水量の認定)

第9条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) メーターの故障が、前月のメーター点検後に生じたものと認められるときは、前月の使用水量に基づいて算定した水量
- (2) メーターの故障が、前月のメーター点検前に生じたものと認められるときは、前々月の使用水量に基づいて算定した水量

(3) 前2号により難いときは、前3か月の使用水量の平均水量

(4) メーターの機能試験の結果、100分の4を超える過大の器差があったときは、当該器差分を差し引いて算定した水量

(平25規則16・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第10条 条例第28条に規定する臨時使用その他の前納金は、申込者の使用予定水量によって、その都度算定した概算金額とする。

(料金の納入期限)

第11条 条例第30条の納入通知書は、納入期限前10日までに給水装置使用者に交付し、納入期限は、毎月末日とする。

(督促状等)

第12条 既に納入義務が確定した料金その他の納付金（以下「料金等」という。）を納入期限までに納めない者に対しては、納入期限から20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について督促手数料100円を徴収する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(平29規則26・追加)

(料金等の繰上徴収)

第13条 給水装置使用者等が次の各号のいずれかに該当する場合において、料金等について納入期限に納入できないと認められるときは、納入期限前であっても繰上徴収することができる。

(1) 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

(2) 強制執行を受けたとき。

(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(4) 競売の開始があったとき。

(5) 法人が解散したとき。

(6) 給水装置使用者等が料金等を免れようとする行為があると認められるとき。

(平29規則26・旧第12条繰下・一部改正)

(中止又は廃止の無届けによる料金)

第14条 給水装置使用者が使用の中止又は廃止の届出をしなかったときは、水道を

使用しない場合でも条例別表に定める区分による基本料金を徴収する。

(平25規則16・一部改正、平29規則26・旧第13条繰下)

(料金等の減免)

第15条 条例第33条の規定により料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除（以下「減免」という。）する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 天災その他の場合において、市が臨時に設置する給水装置を使用したとき。
- (2) 火災のとき類焼防止に使用したとき。
- (3) 工事等の関係により10日以上にわたり給水不能に至ったとき。
- (4) 不可抗力によると認められる多量の漏水があったとき。
- (5) 前各号のほか、管理者が減免の必要があると認めたとき。

2 前項の規定による料金等の減免の申請は、上下水道使用料金減免申請書（別記様式）により行うものとする。

(平25規則16・一部改正、平29規則26・旧第14条繰下・一部改正)

(管理者が放棄することができる料金の支払請求権)

第16条 条例第33条の2の規定により管理者が放棄することができる料金の支払請求権は、民法第166条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 債務者が死亡し、当該債務を相続する者がいないと認められるもの
- (2) 債務者の所在が不明なもの
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他の法令の規定により、債務者が当該債務について責任を免れたもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、その放棄についてやむを得ないものと管理者が認めるもの

(平25規則16・追加、平29規則26・旧第14条の2繰下・一部改正、令2規則4・一部改正)

(給水装置を共用する者の連帯責任)

第17条 同一の給水装置の使用者のうち一部の者のために給水停止処分を受けたため、他の者が同時に給水停止をされることがあっても、異議を申し立てることはできない。

(平29規則26・旧第15条繰下)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第18条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

（平29規則26・旧第16条繰下）

（委任）

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（平25規則16・旧第18条繰上、平29規則26・旧第17条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の日田市水道条例施行規則の規定によって行った認定、申込み、届出その他の処分又は手続は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。

（編入に伴う経過措置）

3 前津江村、中津江村、上津江村、大山町及び天瀬町の編入の日前に、前津江村簡易水道事業条例施行規則（平成12年前津江村規則第7号）若しくは中津江村簡

易水道事業給水条例施行規則（平成3年中津江村規則第13号）の規定又は上津江村、大山町若しくは天瀬町のこの規則に相当する規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成14年3月26日規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日規則第56号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第10号）

この規則中第16条第1号ウの改正規定は、平成16年4月1日から、同条第2号の改正規定は、平成16年3月31日から施行する。

附 則（平成16年12月21日規則第32号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日規則第57号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第16号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第26号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式（省略）